

# 新型コロナウイルス感染症 の感染拡大を受けた 環境省の対応



## 1. 背景や社会情勢

新型コロナウイルス感染症に関しては、令和元年12月31日にWHOから中国・武漢市において原因不明の肺炎が発生している旨の発表がなされた。その後世界的に感染が拡大したことから、令和2年1月31日にWHOよりPHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）宣言が出された。

我が国では、1月15日に1人目の感染者が確認されて以降感染が拡大し、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令され、外出や経済活動の自粛などが求められるまでに至った。緊急事態宣言は、5月25日に全国的に解除されたが、引き続き再度の感染拡大に備えた対策が求められる。

廃棄物処理は国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定（5月25日変更））において国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても事業を継続することが求められている。

これまで環境省では、廃棄物処理が適正かつ円滑に行われるよう新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化等に応じ、廃棄物の適正処理に関して（2）に記すとおり必要な対策を講じ、各都道府県・政令市にも周知・徹底をお願いしてきた。

## 2. 感染拡大を受けた環境省の対策・取組

環境省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理のための対策とそれ以外の廃棄物も含めた廃棄物処理体制の維持に係る対策を各都道府県・政令市の協力も得ながら行っている。また、そのほか、廃棄物処理業者の経営面への影響緩和に関する取組や様々な関係者の方々向けの普及啓発等を行っている。

## (1) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理に係る対策

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物として、病院等の医療関係機関等から排出される感染性廃棄物と、医療関係機関等以外の排出元（軽症者等が療養する宿泊施設や家庭等）から排出される感染性廃棄物に該当しない廃棄物が挙げられる。新型コロナウイルスは一般的には新型インフルエンザウイルスと同様に飛沫感染及び接触感染で感染するとされていることから、後述するような対策を適切に行うことにより、いずれの処理においても感染を防ぐことが可能である。

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、廃棄物処理法に基づく処理基準及びその内容を解説した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に従って処理を行えば安全に処理することが可能であることから、1月22日に環境再生・資源循環局長通知を発出し、同マニュアルに沿った感染性廃棄物の適正な処理の確保について周知徹底をお願いした。また、3月4日付けの環境再生・資源循環局長通知において、排出事業者に対しては、感染性廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないように保管すること、腐敗のおそれのある廃棄物は腐敗しないようにすること、排出の際に廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉し感染性廃棄物である旨を表示することなど、廃棄物処理業者に対しては、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むことなど、同マニュアルに従い適切に処理するよう改めて周知をお願いした。

医療関係機関等以外から排出される、感染性廃棄物に該当しない新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠して必要な感染防止策を適切に実施することで、ウイルスとの接触を防ぎ廃棄物処理に由来した感染を防ぎつつ処理することが可能である。このため、1月30日付け環境再生・資源循環局長通知において同ガイドラインに沿った処理の実施について周知徹底をお願いするとともに、3月4日付けの環境再生・資源循環局長通知において再度周知をお願いした。また、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養の措置が採られたこ

とに伴い、4月7日付けの環境再生・資源循環局長通知では、排出する際にはごみに直接接触れないこと、ごみ袋をしっかり縛って密閉すること、ごみに触れた後は手洗い等を行うことなど、また、関係の処理業者においては個人防護具を適切に使用すること、作業終了後に手洗い及び手指消毒等を実施すること、運搬車両や施設等の定期的な清掃・消毒などを行うことなどについて周知をお願いした。

以上の感染防止策の内容等については、後述するQ&A及びチラシ並びに動画といった形で分かりやすく情報発信しているため、活用していただきたい。

## （２）廃棄物処理体制の継続・維持に係る対策

前述のとおり、廃棄物処理業は、緊急事態措置が実施されている状況下でもその事業を継続することが求められている。廃棄物処理が滞り一般家庭から排出されるごみや病院等の医療関係機関等から排出される廃棄物が適正に処理されないと、生活環境の保全上の支障を来しかねない。

他方で、感染拡大に伴い廃棄物処理業者等にとっても従業員の感染など事業を継続する上でのリスクが懸念された。このため、4月7日付け局長通知において、廃棄物処理業者や清掃事業所等に感染者が発生し活動不能になった場合の対応策等について事前に検討することなど、事業の継続のために必要な対策を採ることを廃棄物処理業者等に求めた。また、（一財）日本環境衛生センター及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターによる「廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（5月14日公表（その後一部改訂））の作成に協力するなどした。

また、感染拡大を受けて、マスクなど廃棄物処理に必要な資材が不足することが想定されたため、必要な量が行き渡るように調整した。マスクに関しては、関係省庁と連携の下、販売業者の情報を関係業界へ提供するなどし、廃棄物関係諸団体や自治体に対し、合計で約500万枚を斡旋した。廃棄物焼却炉の点検等の際にダイオキシンへのばく露防止のために着用が求められる防護服に関しては、4月10日付けの廃棄物適正処理推進課

長及び廃棄物規制課長通知において、真に必要な者のみが防護服を着用することなどにより防護服の節約を求めるとともに、防護服の不足により廃棄物焼却炉の機能検査等が実施できない事態を想定し、同通知において、過去の通知において定められた廃棄物焼却炉の機能検査及び精密検査の頻度をそれぞれ「1年に1回以上から1年6か月に1回以上」及び「3年に1回以上から3年6か月に1回以上」と改めるなどの対応を行った。また、一定数の防護服を調達できる見込みになったことを受けて、自治体、プラントメーカー及び廃棄物処理業者に対し必要数調査を実施し、約2.7万着の防護服を斡旋した。

さらに、産業廃棄物処理に関しては、4月17日付け廃棄物規制課長通知において、廃棄物処理業者における感染者の発生等により通常の稼働ができなくなる場合に備え、排出事業者に対して事前に再委託先を検討しておくことなどを求めるとともに、都道府県に対して例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大により広域処理が必要となっている産業廃棄物については搬入規制の対象外とするなどし、迅速かつ適正な産業廃棄物処理を実現するために必要なあらゆる措置を可及的速やかに講じることをお願いした。

これに加え、5月1日には廃棄物処理法施行規則を改正し、災害や新型コロナウイルス感染症のまん延による廃棄物処理業者の能力低下などやむを得ない事由で特に必要がある場合には、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が指定した者が、限定的に、通常の処理業の許可を受けずに廃棄物の処理を行うことができることとしたほか、優良認定事業者等による特定の種類の廃棄物の保管容量の上限を処理能力の21日分上乘せするなどの特例措置を設けた。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況下でも、廃棄物処理を適正かつ安定的に継続するためには、その備えの段階から関係主体が連携協力することが重要である。このため、5月1日付け環境再生・資源循環局長通知において、関係主体との連携協力による適正かつ円滑な廃棄物処理を推進するための留意事項を列挙し地方公共団体に周知した。一般廃棄物の処理に関しては、都道府県に対して、処理の停滞等に備えた連携協力体制の構築や必要な情報収集及び分析による状況把握並びに共有、また、市町村に

おける一般廃棄物処理事業継続計画策定の周知等を依頼した。また、産業廃棄物に関しては、都道府県に対して、Ⅰ．都道府県が中心となって管内の産業廃棄物処理業者や医療関係機関等の関係主体の連携協力体制を構築すること、Ⅱ．管内の産業廃棄物処理業者における処理状況及び医療関係機関等や宿泊療養施設等における廃棄物の発生状況等の情報を収集することにより地域の産業廃棄物の処理の停滞や処理施設のひっ迫・停止の可能性の検討を継続的に実施すること、Ⅲ．感染症の影響により産業廃棄物の処理が停滞する等の事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、Ⅰ・Ⅱの事前対策を踏まえ、事態の状況に応じて、排出事業者に対する産業廃棄物処理業者情報の提供、上述した5月1日改正省令による特例措置の活用、市町村の一般廃棄物処理施設の活用、都道府県間での広域処理の調整、流入規制の廃止等の各種対策の検討、実施等をお願いした。

このほか、5月15日には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物処理法上、一定の期限までに履行しなければならない義務の一部についてその履行が困難になっている状況を踏まえ、特例省令（新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令）を発出し、年次報告等の提出期限、廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等の期限、廃棄物処理施設の定期検査の期間の延長及びマニフェストと産業廃棄物の保管の届出に関する特例措置を実施した。PCB 廃棄物の保管状況等に係る届出等についても個別の事情に鑑み履行期限の延長等の調整を行うよう通知により都道府県・政令市にお知らせした。

また、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた取組として、自治体の取組事例を他の自治体に横展開するとともに、廃棄物処理事業の安定的な実施のため、一般廃棄物処理事業継続計画を作成するよう再度周知を行った。各都道府県においては、貴管内市区町村に対し、本取組事例とともに事業継続計画策定の重要性を周知いただき、いかなる状況にも耐えうる廃棄物処理体制の構築にご協力いただきたい。

このほか、廃棄物処理業者の更新許可事務についても、対面での申請行為がまん延防止の妨げとならないよう、郵送による申請等を活用されたい旨、また今般の新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大の状況に限らず郵送による申請等については今後も活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい旨をお願いした。

さらには、都道府県に対し、循環型社会形成推進交付金等事業に係る感染拡大防止対策の徹底について通知し、関係者への周知を依頼した。

### **(3) 廃棄物処理業の安定的な経営の継続・維持に係る対策**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動の自粛に伴い、廃棄物の排出量の減少及びそれによる廃棄物処理業者の経営の悪化が懸念されている。感染拡大を受けた中小企業等の経営への影響緩和策として、セーフティネット保証（廃棄物処理業がセーフティネット5号の対象業種とされている）などの金融支援措置が講じられるとともに、持続化給付金や雇用調整助成金などの各種企業支援制度が設けられるなど業種横断的な対策が取られていることから、廃棄物処理業者がそれらの措置を必要に応じて適切に利用できるよう、各支援制度の内容や問合せ先等について廃棄物処理業界団体に対して随時情報提供を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業環境が激変し、各業種の求人・雇用の状況にも変化がみられることから、他業種との人材マッチングに関する各種取組等の情報を廃棄物処理業界団体に提供した。

環境省では引き続き、関係業界団体や地方公共団体等の関係者とコミュニケーションを取りつつ、感染拡大が廃棄物処理業者の経営に与える影響を注視・把握していくこととしている。

### **(4) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物等についての情報発信**

新型コロナウイルス感染症に関しては、病院等の医療関係機関等における医療行為に由来する廃棄物が感染性廃棄物として排出されるほか、一般家庭や事業所から感染者の

呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュなどが廃棄物として排出されることが想定され、一部の廃棄物処理業者等から廃棄物処理に伴う感染リスクを心配する声が聞かれた。

廃棄物由来の感染拡大を防ぎつつ新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理するためには、その感染経路を把握し、例えば一般家庭からごみを出す際に「ごみに触れない」、「しっかり封をする」、「ごみを出したら手を洗う」という対策を講じるなど、廃棄物の排出者にもなり得る国民も含め関係者全員が適切に感染防止策を講じることが重要である。このため、廃棄物の取扱いにおける留意点等を幅広く周知する必要がある。

このため、3月4日に、「廃棄物処理における新型コロナ感染症対策に関するQ&A」を作成、公表し、順次その内容を拡充している。また、3月27日には、医療関係機関等やその廃棄物を取り扱う方々向けに新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物が他の感染性廃棄物と同様に処理可能であることなどを周知するチラシ及び感染者やその疑いのある方が家庭にいらっしゃる方々向けにマスク等の捨て方を周知するチラシを作成し、5月8日には情報を新たに更新し公表した。加えて、5月1日には、収集運搬作業者向けに作業中のみならず、作業前、休憩中及び作業後についても適切に感染防止策を講じること等を周知するチラシと宿泊療養施設関係者向けに廃棄物の取扱い方法を周知するチラシを、7月6日には、避難所でのごみの捨て方のチラシや、日本に在留する外国人の方々向けのやさしい日本語版のごみの捨て方のチラシを作成し、公表した。これらのQ&A及びチラシは、最新の情報、感染の動向などを踏まえ、随時更新を行い、更に適宜英訳しているところである。このほか、廃棄物収集運搬作業時の留意点をまとめた動画を近日中に環境省 YouTube で公表予定である。各都道府県におかれては、これらの広報媒体を貴管内産業廃棄物事業者にも周知いただくとともに、住民の方や一般廃棄物事業者にもこれらが行き渡るよう貴管内市区町村にも周知いただきたい。

<参考資料>

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronatsuchi.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)